

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(銃砲刀剣類製造等の事業の廃止の届出)

第2条 施行規則第2条第4項の規定による届出は、銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書（第1号様式）により行うものとする。

(人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失等の届出)

第3条 施行規則第2条の2第3項において準用する施行規則第3条第5項の規定による届出は、人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書（第2号様式）により行うものとする。

(使用人届出済証明書の亡失等の届出)

第4条 施行規則第3条第5項の規定による届出は、使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書（第3号様式）により行うものとする。

(射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間)

第5条 施行令第4条第1項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、2年とする。
2 施行令第4条第2項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、1年を超えない範囲内において、芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して必要と認める期間を、その都度定める。

(許可申請の添付書類)

第6条 施行規則第4条の2第1項第4号に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者 ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする理由書（第4号様式）
- (2) 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする理由書（第5号様式）
- (3) 継続して10年以上猟銃の所持の許可を受けている者 猟銃所持経歴書（第6号様式）

2 施行規則第4条の2第1項第7号に規定する書類は、刀剣類を所持しようとする理由書（第7号様式）とする。

3 施行規則第4条の2第1項第8号に規定する書類は、演劇・舞踊・博覧会等に関する説明書（第8号様式）とする。

4 施行規則第4条の2第1項第9号に規定する書類は、博物館等に関する説明書（第9号様式）とする。

5 施行規則第4条の2第1項第10号に規定する書類は、業務等証明書（第10号様式）とする。

（国際競技に参加する外国人に対する許可の期間）

第7条 施行令第6条第1項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、60日とする。

（許可証の亡失等の届出）

第8条 施行規則第9条に規定する許可証の亡失、盗難又は滅失に係る届出書は、銃砲刀剣類所持許可証亡失・盗難・滅失届出書（第11号様式）とする。

（教習資格認定証の有効期間）

第9条 施行令第6条の3第2項の規定により公安委員会が定める教習資格認定証の有効期間は、3月とする。

（身分を示す証明書）

第10条 法第10条の6第4項（法第27条の2第3項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（第12号様式）とする。

（医師の指定）

第11条 法第12条の3の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第3号の政令で定める病気（施行令第5条の2第3号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定されている医師
施行令第5条の2第3号に規定する病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

3 公安委員会は、医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象者を公示するものとする。

（準空気銃製造等の事業の廃止の届出）

第12条 施行規則第16条の4第4項の規定による届出は、準空気銃製造・輸出事業廃止届出書（第13号様式）により行うものとする。

（模造けん銃製造等の事業の廃止の届出）

第13条 施行規則第17条の2第5項（施行規則第17条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、

模造けん銃
模 擬 銃 器
製造・輸出事業廃止届出書（第14号様式）により

行うものとする。

(銃砲又は刀剣類の発見又は拾得の届出)

第14条 法第23条の規定による銃砲又は刀剣類を発見又は拾得した旨の届出は、銃砲刀剣類発見(拾得)届出書(第15号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号)の施行の日の前日までの間においては、第11条第1項の表中「第5条第1項第3号」とあるのは「第5条第1項第2号」と、「第5条第1項第4号及び第5号」とあるのは「第5条第1項第3号及び第4号」とする。

第1号様式（第2条関係）

銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第2条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

大分県公安委員会 殿

届出人

住 所

氏 名

㊞

事業の種類別	製造 販売 製作 (該当するものを○で囲むこと。)
主たる事務所の名称及び所在地	
事業所の名称及び所在地	
責任者の住所及び氏名	
廃止の理由	
事業廃止年月日	
返納の書類	1 銃砲刀剣類製造事業等の届出を受理した旨の証明書 2 使用人届出済証明書

- 備考 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあっては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

第2号様式（第3条関係）

人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第2条の2第3項において準用する第3条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

大分県公安委員会 殿

届出人

住 所

氏 名

㊟

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失 (該当するものを○で囲むこと。)				
所持の許可 を受けた者	住 所					
	氏 名					
	所持の許 可に係 る銃砲	許 可 番 号	種 類			
		型	番 号			
証明書番号及び交付年月日		第	号	年 月 日		
人 命 救 助 等 に 従 事 す る 者	氏名・生年月日	年 月 日				
	届出人との関係					
	氏名・生年月日	年 月 日				
	届出人との関係					
	氏名・生年月日	年 月 日				
	届出人との関係					
	氏名・生年月日	年 月 日				
	届出人との関係					
	氏名・生年月日	年 月 日				
	届出人との関係					
	届 出 理 由					
	再 交 付 の 必 要		有 無 (該当するものを○で囲むこと。)			

備考 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

第3号様式（第4条関係）

使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第3条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

大分県公安委員会 殿

届出人

住 所

氏 名

㊟

届 出 の 種 類		亡失 盗難 滅失 (該当するものを○で囲むこと。)
使 用 人	事 業 者 及 び 事 業 所 所 在 地	
	証 明 書 番 号 及 び 交 付 年 月 日	第 号 年 月 日
届 出 済 証 明 書	所 持 で き る 銃 砲 刀 剣 類 の 種 類	
	使 用 人	本 籍
		住 所
		氏 名
生 年 月 日	年 月 日	
届 出 理 由		
再 交 付 の 必 要		有 無 (該当するものを○で囲むこと。)

備考 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日	
ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする理由書	
申請者 住所 氏名 ㊟	
ライフル銃による獣類の捕獲を次のとおり職業としますので、理由書を提出します。	
捕獲しようとする地域及び獣類	
捕獲見込数	
捕獲による年間 収入額	円 生活費に占める割合 %
従前の散弾銃による捕獲実績	
備 考	

備考 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日	
<p>事業に対する被害を防止するためライフル銃 による獣類の捕獲を必要とする理由書</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 ㊟</p> <p>事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を次のとおり必要 としますので、理由書を提出します。</p>	
事業の種類	
事業の場所	
事業の内容規模	
事業に対する 被害の状況程度	
捕獲しよう とする獣類	
捕獲しよう とする区域	
備 考	

備考 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

第7号様式（第6条関係）

年 月 日		
刀剣類を所持しようとする理由書 申請者 住所 氏名 ㊟		
刀剣類を所持しようとする理由は、次のとおりです。		
行 事 の 場 合	行 事 名	
	行 事 の 概 要	
	行事において刀 剣類を必要とす る理由	
行 事 以 外 の 場 合	風 俗 慣 習 の 具 体 的 事 情	

備考 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

第8号様式（第6条関係）

年 月 日	
演劇・舞踊・博覧会等に関する説明書	
申請者 住所 氏名 ㊟	
演劇・舞踊・博覧会等の名称等は、次のとおりです。	
公演・催し等の の 名 称	
主催者の氏名 又 は 名 称	
公演・催し等 の 概 要	
開 催 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日 時
開 催 場 所	
所持の方法 又 は 態 様	
所持しようとする理由	

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 「所持しようとする理由」欄は、演劇、舞踊その他の芸能の公演で銃砲又は刀剣類を所持しようとする者に限り、記載すること。

第9号様式 (第6条関係)

年 月 日	
博物館等に関する説明書	
申請者 住所 氏名	
㊟	
博物館等の名称等は、次のとおりです。	
博物館等の名称	
博物館等の所在地	
設置者氏名 (名称)	
所持の方法 又は態様	

備考 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

第10号様式（第6条関係）

年 月 日	
業 務 等 証 明 書	
名 称 事務所所在地 代 表 者 ㊟	
次の者に、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第5項の規定に基づき、次の銃砲刀剣類を業務のために所持させるものであることを証明します。	
所持させる者	本 籍
	住 所
	職業（職務上の地位）
	氏 名
	生 年 月 日
所持させる銃砲刀剣類	種 類
	型（刃渡り）
	番号（製造者、銘）

第 1 1 号様式（第 8 条関係）

銃砲刀剣類所持許可証亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

大分県公安委員会 殿

届出人

住 所

氏 名

㊟

届出の種類	亡失 盗難 滅失 （該当するものを○で囲むこと。）
住 所 職 業 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
許可証交付 年 月 日 許可証番号 種 別	年 月 日 第 号 （ 猟銃等 ・ 猟銃等以外の銃砲 ・ 刀剣類 ）
日時・場所	
亡失・盗難 ・滅失状況	
備 考	

備考 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

第12号様式（第10条関係）

（表）

	第 号
身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> </div>	<p style="text-align: center;">官 職</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>
<p>上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第2項（第27条の2第2項）の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大分県公安委員会 印</p>	
85.6	
54.0	

（裏）

銃砲刀剣類所持等取締法（抜粋）

（報告徴収、立入検査等）

第10条の6 略

2 都道府県公安委員会は、第10条の4第1項の規定により保管する銃砲が猟銃である場合において、盗難の防止その他危害予防上その保管の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察職員に、当該猟銃の保管場所に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 警察職員は、前項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨を関係者に通告しなければならない。

4 警察職員は、第2項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 略

（報告徴収及び立入検査）

第27条の2 略

2 都道府県公安委員会は、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場について、第9条の2第1項、第9条の4第1項各号若しくは第9条の9第1項第1号の内閣府令で定める基準に適合しているかどうか、練習射撃指導員が選任されているかどうか、第9条の6第2項（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の届出に係る教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を備え付けているかどうか、若しくは第9条の7第2項（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を保管しているかどうか、又は猟銃等保管業者が委託を受けて猟銃若しくは空気銃を保管する保管場所について、第10条の8第2項において準用する第9条の7第2項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該猟銃若しくは空気銃を保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

第13号様式（第12条関係）

準空気銃製造・輸出事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第16条の4第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

大分県公安委員会 殿

届出人

住 所

氏 名

㊟

事業の種別	製造 輸出 （該当するものを○で囲むこと。）
主たる事務所の名称及び所在地	
事業場の名称及び所在地	
責任者の住所及び氏名	
廃止の理由	
廃止年月日	
返納の書類	準空気銃製造事業等の届出を受理した旨の証明書

- 備考 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあっては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

第14号様式（第13条関係）

模造けん銃 製造・輸出事業廃止届出書
 模擬銃器

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第17条の2第5項 の規定
 第17条の3第2項において準用する第17条の2第5項

により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

大分県公安委員会 殿

届出人

住 所

氏 名

印

事業の種類別	模造けん銃 (製造・輸出) 模擬銃器 (製造・輸出) (該当するものを○で囲むこと。)
主たる事務所の 名称及び所在地	
事業場の名称 及び所在地	
責任者の住所 及び氏名	
廃止の理由	
廃止年月日	
返納の書類	模造けん銃 製造事業等の届出を受理した旨の証明書 模擬銃器

- 備考 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあっては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

第15号様式（第14条関係）

銃砲刀剣類発見（拾得）届出書

年 月 日

警察署長 殿

届出人

住所

氏名

㊟

下記のとおり、発見（拾得）したので、届け出ます。

記

発見者 (拾得者)	住所
	職業
	氏名 年齢 歳
発見（拾得）日時	
発見（拾得）場所	
発見（拾得）物の 名称、種別、特徴、 数量等	
発見（拾得）の 状 況	
その他参考事項	

- 備考 1 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 「その他参考事項」欄には、「所持希望の有無」、「所有権放棄の有無」、「所有者判明の有無」等を記載すること。